

## 公益財団法人群馬県建設技術センター建設工事設計積算業務等受託要綱

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県建設技術センター（以下「センター」という。）が市町村等の行う公共工事を支援するために受託する建設工事の設計積算業務、現場監督補助業務、検査補助業務及び災害復旧技術協力業務に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において「設計積算業務」とは、工事費の積算を行う業務、変更工事費の積算を行う業務をいう。

2 この規程において、「現場監督補助業務」とは、監督職員の補助を行う業務（以下「施工管理業務」という。）又は施工管理業務に設計積算業務を併せて行う業務をいう。

3 この規程において、「検査補助業務」とは、検査員の補助を行う業務をいう。

4 この規程において、「災害復旧技術協力業務」とは、被災した市町村等の公共土木施設を復旧するため、査定完了までの技術支援を行う業務をいう。

(業務依頼)

第3条 設計積算業務、現場監督補助業務、検査補助業務及び災害復旧技術協力業務を委託しようとする者は、書面により理事長に依頼するものとする。

2 理事長は、前項の依頼があった場合には、原則として当該業務を受託するものとする。

(受託料)

第4条 受託料は、次の各号に定めるところによる。

ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、受託料の全部又は一部を免除することができるものとする。

(1) 設計積算業務の受託料は、群馬県が定める「積算業務委託積算基準」を準用して算定した額（以下「積算業務受託料」という。）とする。

センターが受託して工事費を積算したものについての変更工事費の積算を行う場合は、積算業務受託料に100分の55を乗じて得た額とする。ただし、施工管理業務と併せて行う場合は、100分の40を乗じて得た額とする。

また、災害復旧技術協力業務に引き続き起工工事費の積算を行う場合は、積算業務受託料に100分の55を乗じて得た額とし、変更工事費の積算を行う場合は、積算業務受託料に100分の55を乗じて得た額とする。ただし、施工管理業務と併せて行う場合は、100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 施工管理業務の受託料は、「監督職員の補助を行う業務の積算基準に関する要領」により算出することとする。また、現場監督補助業務受託料の変更は、起工時に対して変更時での概算工事費のランクが変わり、かつ期工事の工事費に対して変更時の工事費が30%以上増減を生じた場合に行うものとする。

(3) 検査補助業務の受託料は、「検査補助業務の積算基準に関する要領」により算定した額とする。

(4) 災害復旧技術協力業務の受託料は、「災害復旧技術協力業務の積算基準に関する要領」により算定した額とする。

(消費税及び地方消費税)

第5条 消費税及び地方消費税については、前条の受託料に別途加算するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、設計積算業務、現場監督補助業務、検査補助業務及び災害復旧技術協力業務の受託に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行し、改正後の財団法人群馬県建設技術センター建設工事業務受託規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程の施行の際に、改正前のこの規程に基づいて締結されている建設工事設計積算業務等の受託契約については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は規程から要綱に移行したものである。